本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に規定する一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道482号（以下「本路線」という。）は一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていない（以下「指定区間外」という。）。

本件区間は指定区間外であること及び鳥取県内に存することから、道路法第13条第１項の規定により鳥取県が管理を行うこととなることなどから、起業者である鳥取県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、京都府宮津市を起点とし、同府京丹後市、兵庫県豊岡市、同県美方郡香美町、鳥取県八頭郡若桜町、同郡八頭町、同県鳥取市、岡山県苫田郡鏡野町、鳥取県東伯郡三朝町、岡山県真庭市、鳥取県日野郡江府町等の主要都市を経由して、鳥取県米子市に至る総延長約330㎞の主要幹線道路である。

鳥取市南部地域における本路線は、鳥取市佐治町内唯一の幹線道路であり、沿道には鳥取市佐治町総合支所、鳥取市立千代南中学校等の公共施設があり、鳥取市の中心市街地に至る一般国道53号及び西日本旅客鉄道株式会社因美線用瀬駅と結ばれている。そのため、本路線は沿線の地域住民に通勤、通学、買い物、通院等の日常生活はもちろんのこと、農業、林業、商業等の経済活動にも広く利用されている。また、本路線は、鳥取県防災幹線道路ネットワークの第二次ルートに指定されている。

しかしながら、本路線のうち、鳥取県鳥取市用瀬町別府地内から同市佐治町葛谷地内までの延長約683mの区間（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に規定する第３種第３級の車道部の幅員6.0mを満たさない区間が約８割で、その中でも4.5mと狭小な区間が約190mあることから、大型車同士のすれ違いが困難であり、また、歩道が設置されていない部分が多いことから、安全で円滑な自動車交通及び歩行者等の安全な通行に支障を来している。

本件事業の完成により、現道の幅員狭小が解消され、本事業の前後区間と連続性のある道路及び歩道が整備されることから、自動車及び歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業により改変される起業地及び周辺地域においては、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物は見受けられないが、周辺の山地には「レッドデータブックとっとり（動物編、植物編）」（平成14年３月鳥取県生活環境部環境政策課発行）による絶滅危惧Ⅰ類に該当するイヌワシが生息していることから、大きな騒音を立てる工事については時期の調整等配慮することとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在したため、鳥取市教育委員会との協議により試掘調査を行ったが、特別な保全処置を要する文化財等は確認されなかった。なお、工事中に発見した場合には、鳥取市教育委員会に連絡、指示を受けることとなっている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、自動車及び歩行者等の安全かつ円滑な交通を確保することを主な目的とし、道路構造令による第３種第３級の規格に基づく２車線の道路及び歩道を現道拡幅方式により整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における事業計画については、現道線形優先案（申請案）と走行性重視案とバイパス案の３案で検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、現道拡幅のため工事中の配慮は必要となるが、取得面積が少なく土地利用に与える影響が小さいこと、並行する農業用水路をはじめとする支障物件への影響が最も少ないこと、最も事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、現道は幅員狭小で歩道も整備されていないため、できるだけ早期に自動車及び歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、鳥取市長から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　鳥取県鳥取市役所

○中国地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富字森貝一一一二番一から同市大字浦富字森貝一一一四番一まで	後前	一三・五メートル 一四・五メートル	〇・〇キロメートル 七・〇メートル
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富字森貝一一一四番一から同市大字浦富字久原一一一〇番一まで	後前	一四・五メートル 一三・五メートル	七・〇メートル 〇・〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所